

高さ違反は重大事故につながります！

令和6年8月19日(月)昼頃、神戸淡路鳴門自動車道(上り線)舞子トンネル内を走行中のキャリアカーに積載していた車両が、トンネル天井部の内照式案内板に接触する事故が発生しました。

キャリアカーは、高さの制限値を超えて車両を積載し、走行したことにより起こった事故になります。

※本四高速が管理する道路(高さ指定道路)では、高さが4.1mを超える場合、通行できません。

制限値を超える特殊な車両の通行には許可証等が必要です。



違反車両の取締り・指導を強化中！

道路の構造(舗装や構造物など)を守り、事故を防止するため、運転手・運送事業者・荷主の皆様のご協力が不可欠です。

違反の内容によっては、罰金・懲役等の刑事罰のほか、高速道路会社による大口・多頻度割引の停止等の対象となることがあります。